

ID: 5624

担当部署: まちづくり部建築指導課

処分の概要	性能向上計画認定の変更		
法令名 根拠条項	建築物省エネ法第31条第2項		
法令番号			
【基準】 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第31条(建築物エネルギー消費性能向上計画の変更)第2項の規定による			
標準処理期間	35日(東京都の基準に準拠)		
備考			
設定年月日	平成29年4月1日	最終変更年月日	令和8年2月1日